

警報発令時に関する規程

午前7時現在、神戸市もしくは芦屋市に警報が発令されている場合は、自宅で待機し次の処置をとるものとする。

- 1 午前10時までに警報が解除された場合は、午後0時30分から、ショート・ホームルームに続き、第4、5限の授業を行う。
- 2 午前10時現在、警報が解除されていない場合は臨時休業とする。
- 3 定期考査期間については、原則として午前7時現在、警報が解除されていない場合は臨時休業とし、当日実施予定の考査については、考査期間最終日の翌日に実施する。
- 4 定期考査中の当日朝6時から7時の間に警報が解除された場合、考査開始時間を1時間遅らせて実施する。

留意事項

- (1) 1～4いずれの場合も、学校へ電話をせず、テレビ（サンテレビ、NHK）、ラジオ（ラジオ関西）、気象庁Webページ等の情報で各自判断すること。
- (2) 登校する場合には、各自十分注意し、事故のないようにすること。
- (3) この規程における警報とは、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報をいう。
- (4) 神戸市、芦屋市以外に居住する生徒については、「居住している地域」または「通学路を含む地域」に午前7時現在、警報が発令されている場合は自宅で待機し、次の処置をとるものとする。
 - ・午前10時現在、警報が解除されていない場合は公欠とする。
 - ・午前10時までに警報が解除された場合は、安全に留意しつつ登校する。受講できなかった授業については公欠として扱い、公欠となった定期考査については別途指示する。